

# 自立訓練対象者の要件緩和により、障害の区別なく支援が可能となり、障害福祉サービスが充実

～自立訓練対象者の要件緩和～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「29年」管理番号「210」で検索!

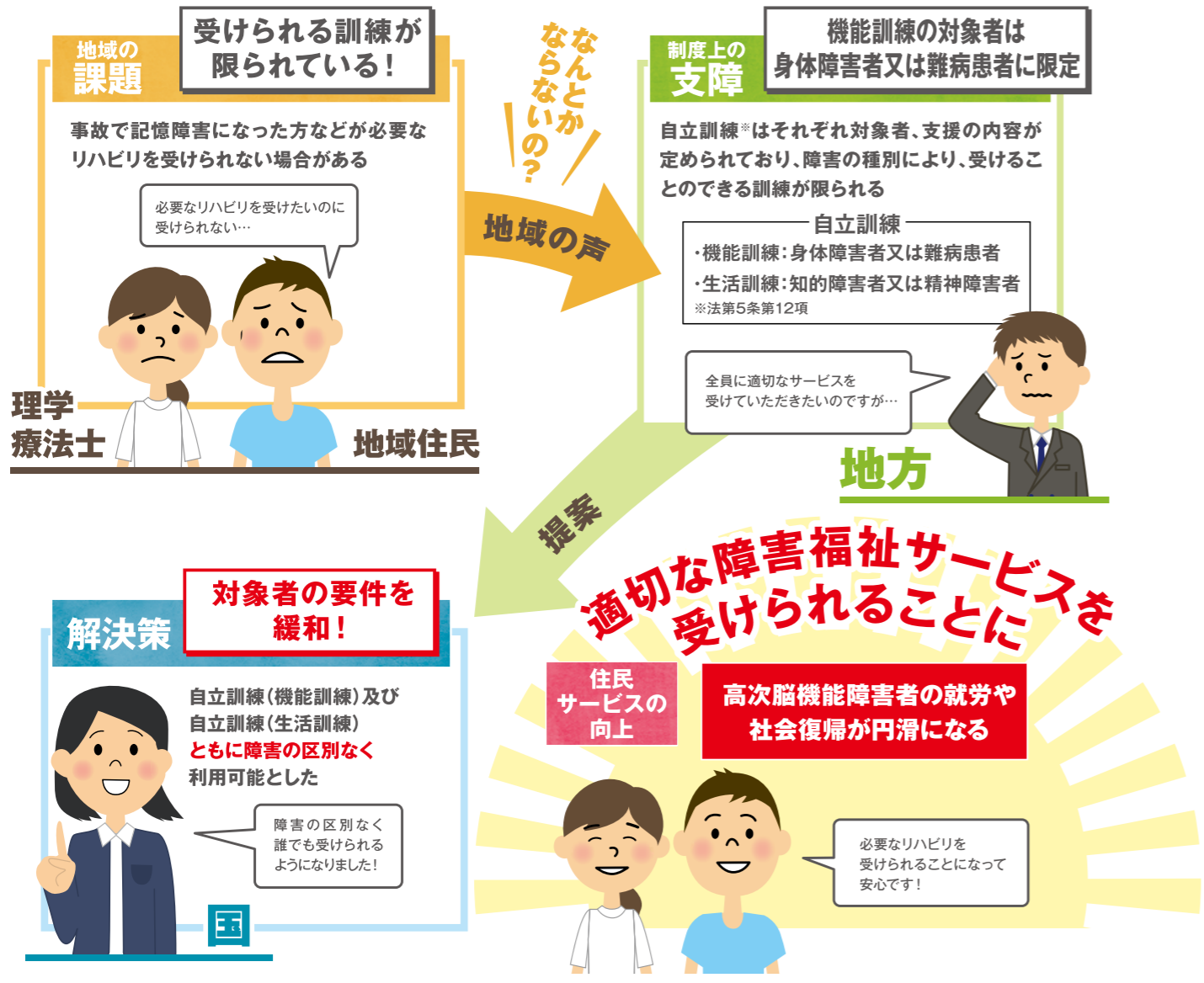
二次元コードからもアクセスできます



## ポイント

自立訓練対象者の要件緩和により、障害の区別なく理学療法士や作業療法士による専門的なリハビリテーションを受けることが可能となり、障害福祉サービスが充実

(省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令(平成30年厚生労働省令第31号))



## 身体障害のない高次脳機能障害者に対する専門的なリハビリテーションを提供



### 取組の概要

- 高次脳機能障害については、記憶障害や注意障害、遂行機能障害のように、身体障害を伴わないが就労や社会復帰に支障をきたす事例がある。
- 障害福祉サービス事業所が提供する各種サービスのうちのひとつに自立訓練があるが、そのうち理学療法士や作業療法士が対象者の障害の個性に応じて行うリハビリテーション等(機能訓練)については、利用対象者は身体障害者等に限定されており、身体障害を伴わない高次脳機能障害者がこれを利用することができなかった。
- 身体障害のない高次脳機能障害者も適切な障害福祉サービスを受けられるようにするため、障害の種別によらず訓練を受けられるよう対象者の要件を緩和する提案がなされ、平成30年4月1日をもって厚生労働省令が改正された。

高次脳機能障害とは

- ・事故やケガ、病気により、脳に損傷を負うと、
- ・物の置き場所を忘れる、新しい出来事を覚えられないなどの「記憶障害」
- ・ぼんやりしてミスが多い、作業を長く続けられないなどの「注意障害」
- ・自分で計画を立ててものごとを実行することができないなどの「遂行機能障害」
- ・思い通りにならないと大声を出すなどの「社会的行動障害」
- ・などの認知障害の症状があらわれることがあり、これらの症状により日常生活や社会生活に制約がある状態のことを指す

### 取組の成果

- これにより、事故や脳梗塞によって高次脳機能障害の診断は受けたものの身体障害者手帳の交付要件を満たさなかった方が、理学療法士や作業療法士による専門的なリハビリテーションを受けることが可能となり、高次脳機能障害者の社会参加の促進が期待される。

### 障害福祉サービス(自立訓練)の内容・対象者

障害福祉サービス	内容	対象者	
		省令改正前	省令改正後(H30.4.1~)
自立訓練	機能訓練	理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション等	身体障害者等
	生活訓練	入浴、排せつ、食事等に関する自立した生活を営むために必要な訓練等	知的障害者 精神障害者



リハビリテーションの様子

### 高次脳機能障害の方に対する支援の幅が広がりました



関係者の声  
中野区障害福祉課  
金井 俊雄 氏

自立訓練(機能訓練)のサービスは、かつては身体障害者手帳の交付を受けていなければ利用できなかったため、地域で必要としている障害のある方などから相談を受けてもサービスを提供できないという課題が、かねてから現場(中野区障害者福祉会館)の声としてあがっていました。そこで、内閣府が進める地方分権改革・提案募集方式の活用を検討し、これにより規制緩和を求めるとしました。

提案の論点を整理する過程では内閣府の調査員の方に丁寧に対応していただき本提案に至り、提案が公表されてからは他の多くの自治体からも追加共同提案団体として支障事例が寄せられて、最終的に省令改正につながった次第です。

この改正によって、高次脳機能障害のある方に対する支援の幅が広がったことを受け、今後も自立訓練(機能訓練)が、地域で必要とされている方々に有効に利用されるよう、障害者相談支援事業所や医療機関などにも積極的に周知、浸透させていきたいと思います。

また、引き続き様々な場面で、この提案募集方式の制度が活用できないかを意識するとともに、自治体内において、この制度についての理解が一層広まるよう働きかけていきたいとも考えています。



中野区障害者福祉会館